

名取市図書館雑誌スポンサー制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、名取市図書館(以下「図書館」という。)において雑誌スポンサー制度を実施することに関し、名取市有料広告掲載に関する要綱(平成22年告示第9号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、民間事業者等に情報発信の機会を提供するとともに、地域の支えによって雑誌の充実を図り、もって図書館サービスの向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 雑誌スポンサー制度 広告の掲載を希望する者が図書館に最新号の雑誌を提供し、当該雑誌のカバーに広告を掲載することにより、雑誌を広告媒体として活用する制度をいう。

(2) 雑誌スポンサー 雑誌スポンサー制度により図書館へ雑誌を提供する者をいう。

(雑誌スポンサーの要件)

第3条 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、個人又は名取市広告掲載に関する基準(以下「基準」という。)第4条の規定に該当する事業者は対象としない。

(広告の内容等)

第4条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なう恐れのないものとし、要綱第3条及び基準第3条の規定に該当するものは対象としない。

2 雑誌スポンサーは、掲載しようとする広告の内容について、あらかじめ図書館と協議しなければならない。

3 雑誌スポンサーは、正当な理由がない場合は、図書館が指示する広告の内容の修正、削除等に応じなければならない。

4 雑誌スポンサーは、図書館が指定した規格で広告を表示しなければならない。

(雑誌の選定)

第5条 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、図書館が作成した「雑誌リスト」に掲載されたものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、原則として名取市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が掲載を決定した日の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2か月前までに、教育委員会又は雑誌スポンサーのいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

(雑誌スポンサーの申込み)

第7条 雑誌スポンサーを希望する者は、名取市図書館雑誌スポンサー申込書(様式第1号)に、掲載する広告の図案その他の関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(広告の審査、決定等)

第8条 教育委員会は、前条の規定による申込みに疑義があるときは、当該広告について、要綱第10条の規定による広告審査会(以下「広告審査会」という。)の審査に付するものとする。

2 教育委員会は、広告審査会の審査結果を受けたときは、申込者に名取市図書館雑誌スポンサー決定・不決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告の変更等)

第9条 雑誌スポンサーは、前条第2項の規定により決定された広告を変更しようとするときは、名取市図書館雑誌スポンサー広告変更申込書(様式第3号)に、変更する広告の図案その他の関係書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申込みがあったときは、当該広告について、広告審査会の審査に付するものとする。

3 教育委員会は、広告審査会の審査結果を受けたときは、申込者に名取市図書館雑誌スポンサー広告変更承認・不承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(雑誌の提供中止)

第10条 雑誌スポンサーは、雑誌の提供を中止しようとするときは、中止しようとする日の2か月前までに名取市図書館雑誌提供中止届(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない

(広告掲載の責務)

第11条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

(雑誌の所有権等)

第12条 雑誌スポンサーから提供された雑誌の所有権は、図書館に帰属する。

2 雑誌スポンサーは、雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、雑誌の変更その他必要な事項について図書館と協議するものとする。

(庶務)

第13条 雑誌スポンサー制度の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月1日から施行する。